

答申

1 審査会の結論

長崎県知事が「道路法の適用を受けない道路（里道）の公用廃止（島原市○○○○○○○○○○○○地先里道（以下「本件里道」という。）関係）」について、平成17年7月27日付けで行った部分開示決定により不開示とした部分のうち、下記の部分は開示すべきであるが、その他の部分については妥当である。

開示すべき部分 土地家屋調査士の職印の印影

2 異議申立てに至る経過

- (1) 異議申立人は、平成17年7月22日付けで、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、長崎県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「島原市○○○○○○○○○○○○地先の里道公用廃止申請書類一式」の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。
- (2) 実施機関は、平成17年7月27日付けで、条例第7条第1号及び第2号に該当するという理由により、申請人の住所、氏名などを不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を通知した。
- (3) 異議申立人は、平成17年8月19日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取消し、不開示部分の開示を求める。」というもので、異議申立人の主張を異議申立書により要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件里道の公用廃止は、公衆が現に利用していた公道（里道）の公用を廃止し、公道に隣接する土地の所有者に払い下げる目的としており、条例第7条第1号ただし書イの「人の生活を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。
 - (2) 本件里道の公用廃止申請の申請人と推定される者は、申請時に申請人としての資格もなければ、意思もなかったものであり、住所、氏名を公表することは同人の権利、利益を害することにはならない。
 - (3) 本件里道の公用廃止申請は、本申請に係る承諾者が他人名義で申請し、自ら承諾書を提出したものと推定される。もし、これが事実だとすれば、本申請には正当な理由がなく、申請人や承諾者の住所や氏名は、公にされても申請人や承諾者の正当な権利・利益を害するものではなく、反対に公道を利用していた公衆の生活を保護するため公にすることが必要な情報（条例第7条第2号本文ただし書）である。
 - (4) 条例第9条により不開示部分を開示すべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書により、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求に係る公文書について

本件公文書には、申請人及び承諾者の住所・氏名・印影、土地家屋調査士の職印の印影が記されている。

- (2) 条例第7条第1号の該当について

申請人及び承諾者の住所・氏名・印影は、条例第7条第1号の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特

定の個人を識別することができるもの」に該当する。

異議申立人は、本件里道の公用廃止に係る手続きにおいて、申請書に記載されている申請者には申請する意思や資格がなく、他者において行われたものであり、そのことを公開することは、公道を利用していた公衆の生活を保護するために必要な情報であると主張している。

しかしながら、本件里道の公用廃止に係る手続きは、建設省所管国有財産取扱規則に則り、適正に行われたものであり、申請人の住所、氏名などの個人情報は条例第7条第1号ただし書イの規定に該当するとは認められない。

(3) 条例第7条第2号の該当について

土地家屋調査士の職印の印影は、条例第7条第2号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書について

- ① 起案文
 - ② 島原市長、島原振興局長及び長崎財務部長に対する通知文の案
 - ③ 島原市長、島原振興局長からの進達文書
 - ④ 申請人からの里道敷公用廃止申請書

(2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、本件処分で不開示とされた下記の①及び②についてであると認められる。

- ① 本件里道の公用廃止申請の申請人及び承諾者の住所、氏名、印影

② 土地家屋調査士の職印の印影

(3) 条例の規定について

当審査会は、実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号及び第2号の規定を確認したうえで、次の(4)において妥当性について判断した。

① 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。ただし、同条同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び当該職務遂行の内容に係る部分

については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

② 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記録されている場合は、次のア、イに掲げるものを除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすること

が必要であると認められる情報は、ア、イに掲げるものであっても、開示するものとしている。

(4) 前記(2)の①及び②を不開示としたことの妥当性について

① 本件里道の公用廃止申請の申請人及び承諾者の住所、氏名、印影

これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当する。

異議申立人は、これらの情報が同条同号ただし書イに該当すると主張している。同条同号ただし書イの規定は、個人情報の保護の必要性に比べ、人の生命、健康などの保護の必要性が上回るときは、当該個人情報を開示しなければならないとするものであるが、異議申立人の主張からそのような事情を認めることはできない。

また、これらの情報は、何人も閲覧することができる不動産登記簿へ登記されることはなく、法令等の規定又は慣行として公にされ公にすることが予定されているとは認められず、さらに、公務員の職務の遂行に係る情報とも認められない。

したがって、これらの情報は、同条同号ただし書に該当しない。

なお、異議申立人は、本件里道の公用廃止申請の申請人と推測される者が、申請時に申請人としての資格もなければ意思もなかったので、住所や氏名が公にされても、同人の権利、利益を害することにはならないこと、本件里道の公用廃止申請は、申請の承諾者が他人名義で申請し、自ら承諾書を提出したものと推測されるので、もし、これが事実とすれば、本申請には正当な理由がなく、反対に公道を利用していた公衆の生活を保護するため公にすることが必要な情報であり、同条第2号ただし書に該当することを主張している。しかし、これらの主張が事実であったとしても、これらの情報は、同条第1号ただし書や同条第2号本文ただし書のいずれにも該当しない。

これらのことから、申請人及び承諾者の住所等を不開示としたことは妥当である。

② 土地家屋調査士の職印の印影

土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第20条などの規定により、土地家屋調査士は、業務上使用する職印を定め、土地家屋調査士が官庁に提出すべき書類等を作成したときには、当該職印を押印しなければならないこととされている。

また、不動産登記規則第74条（平成17年法務省令第18号）の規定により、書面による土地の表示の登記申請の際に法務局等に提出される地積測量図（以下「地積測量図」という。）には、作成者の署名又は記名押印が必要とされているが、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条の規定により、不動産の表示に関する登記申請手続きの代理や法務局等に提出する書類の作成は、土地家屋調査士の業務のひとつとされていることから、地積測量図に土地家屋調査士の職印が押印されることは法令の規定により予定されていると認められる。

一方、不動産登記法（平成16年法律第123号）第121条などの規定により、地積測量図などの図面については、何人も、写しの交付や閲覧を請求することができるとされている。

こうしたことから、土地家屋調査士の職印の印影は、地積測量図が閲覧されたり、その写しが交付されることにより、公にされているといえるので、本件において、土地家屋調査士の職印の印影が開示されても、当該土地家屋調査士の権利利益、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、土地家屋調査士の職印の印影は開示すべきである。

(5) 公益上の裁量による開示について

異議申立人は、条例第9条により開示すべきであるとも主張している。

同条の規定は、条例第7条第1号から第5号に定める不開示情報に該当する場合でも、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができるというものであるが、異議申立人の主張には、公益上特に開示の必要性が認められる事実を見出すことはできない。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成17年10月 3日	・実施機関から諮問書を受理
平成18年 3月 2日	・実施機関から理由説明書を受理
平成18年 7月14日	・審査会（審査）
平成18年 7月28日	・審査会（審査）
平成18年12月26日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
生野 正剛	長崎大学環境科学部教授	会長
伊佐 智子	長崎純心大学人文学部現代福祉学科講師	
梅本 國和	弁護士	会長職務代理者
高橋 チヨノ	長崎県新生活運動協議会主幹	
峠 憲治	長崎新聞社情報メディア室長兼論説委員	平成18年12月12日まで